

あやめ池学園南九条の会



国民投票法は憲法改悪案を通すための法律 なんで、いま国民投票法なの？

2005年、自民党は「新憲法草案」という改憲案を発表しました。その内容は、憲法9条を改正して、自衛「軍」という軍隊を作り上げ、日本をアメリカと一緒に海外で戦争する国にしようとするものです。これは主にアメリカからの要求によるものです。

しかし、日本の憲法は、世界でも注目される非武装の戦争放棄を定めています（日本国憲法第9条）。アメリカと一緒に海外で戦争することは多くの国民も認めていません。

そこで、この「憲法改正」を絶対に成功させるために、改憲派に圧倒的に有利で不公平な内容の国民投票法をつくらうとしているのです。



憲法改正で、主権者である「国民の承認」があったというためには、

- ① 国民投票の運動が自由に十分に保障されること
- ② 中立で公正な情報の提供が保障されること
- ③ 投票の結果に国民の意思が正確に反映されること

が必要です。

しかし、今の国民投票法案は、これらの点で重大な問題があり、不公正・違憲な「カラクリ」法案となっています。

問題だらけの改憲手続法（国民投票法）

● 改憲派がテレビと新聞を独占する！

フランスなどでは、国民投票に関して有料のテレビ広告を禁止しています。これを自由にするとう「金持ちが勝つ」投票となってしまいますからです。ところが、有料のテレビ広告などに何のルールも定めていません。

この結果、改憲派は、お金にものを言わせて広告を垂れ流すことになるでしょう。

● 改憲に反対したら、刑務所に？

与党の国民投票法案では、公務員や教育者（大学の憲法学者も含まれます）は「地位を利用」した国民投票運動が禁じられ、違反した場合には刑務所に入れられることもあります。このように意見を言うこと自体を禁止する国は世界中の国を見てもまずありません。国民は怖くて憲法については「見ざる・言わざる・聞かざる」の状態になってしまうでしょう。

● 5人に1人の賛成で憲法が変わる？！

憲法は国民の過半数の承認があったときに改正されることになっています。与党案は、この「過半数」を、無効票や白票をのぞいた「有効投票」の過半数とするので、最も民意を反映しない制度となります。正確に民意を反映するためには、この「過半数」については「全有権者」の過半数とする必要があります。例えば、投票率が45%で有効投票率が85%とすると、その過半数は約20%となるので、有権者の20%の賛成で改憲を実現できることになります。

「有効投票」の過半数で、最低投票率の定めがない国は、たった2か国。
*憲法調査会調べ



「九条の会」全国で
六〇二〇に（昨年一月は四〇七九）
憲法セミナー in 京都市
三月十七日（土）午後一時半 立命館大 衣笠
講師 有馬頼底（金閣寺銀閣寺住職） 鶴見俊輔